

〈論文〉

# 公認会計士・監査審査会の検査と 内部監査における外部評価の共通項

松井隆幸

## 要約

筆者が勤務する公認会計士・監査審査会（以後、審査会）の主な業務の一つは、監査事務所に対する検査である。筆者は、審査会に勤務する前に、大学の教員として、内部監査を専門領域としてきた。本稿は、この筆者の経験に基づき、検査が内部監査の品質評価における外部評価と、検査／評価の対象及び業務等に関して共通項を有していることを指摘し、それぞれの分野における知見を活用できる領域を示すことを目的としている。そのため、1において、審査会の検査の目的、目標、対象、業務及び検査官の要件について述べ、2において、内部監査及び品質評価の目的や目標等を明らかにした上で、外部評価の目標、対象、業務及び外部評価者の要件について述べた。次の3では、まず、検査と外部評価は、目的、目標、実施主体の性格、法的裏付けの有無、検査／評価者の選任権限等について基本的な違いがあることを述べた。そのうえで、検査／評価の対象が個別監査業務及びその品質管理態勢であること、組織体全体の観点から監査品質の向上に資する目的を有すること、発見される不備等は不備等の当事者により発見されるわけではないことなどの共通項を指摘した。最後に、指摘事項や改善提案の記述や根本原因分析の手法について、知見を相互に活用できることについて論じ、むすびとした。

キーワード：公認会計士・監査審査会、監査事務所の検査、内部監査、外部評価

## はじめに

公認会計士・監査審査会（以後、審査会）は、2004年4月、公認会計士法第35条第1項及び金融庁設置法第6条に基づき、独立して職権を行使する行政機関として金融庁に設置された。審査会の目的について、審査会のパンフレットは、次のように述べている（審査会（2016b）1頁）。

「公認会計士試験の実施等を通じた公認会計士人材の確保・育成及び監査事務所<sup>1)</sup>に対する審査・検査を通じて監査品質の向上と会計監査の信頼性確保を図り、会社等の公正な事業活動及び我が国資本市場の公正性・透明性の向上に貢献していきます。」

ここでいうように、「監査品質の向上と会計監査の信頼性確保」という直接的目的の達成を通して「会社等の公正な事業活動」に貢献し、「我が国資本市場の公正性・透明性の向上」を達成する

1) 監査事務所とは、個人事務所又は監査法人を指す。

ことが審査会の最終的な目的である。審査会は、この直接的目的の達成のために、「公認会計士試験の実施等」及び「監査事務所に対する審査・検査」等の業務を行う。本稿では、審査会の業務のうち監査事務所に対する検査が、内部監査の品質評価における外部評価と、検査／評価の対象及び業務等に関して共通項を有していることを指摘する。それ故に、それぞれの分野における知見を活用できる領域があることを示すことが本稿の目的である。

そこで、まず1において、審査会の検査の目的、目標、対象、業務及び検査官の要件について述べる。次に、2において、内部監査及び品質評価の目的や目標等を明らかにした上で、外部評価の目標、対象、業務及び外部評価者の要件について述べる。3では、審査会検査と外部評価を比較し、共通項を指摘する。最後に、特に相互に活用できる領域を示してむすびとする。

なお、本稿における見解は筆者個人の見解であり、審査会の公式見解ではない。

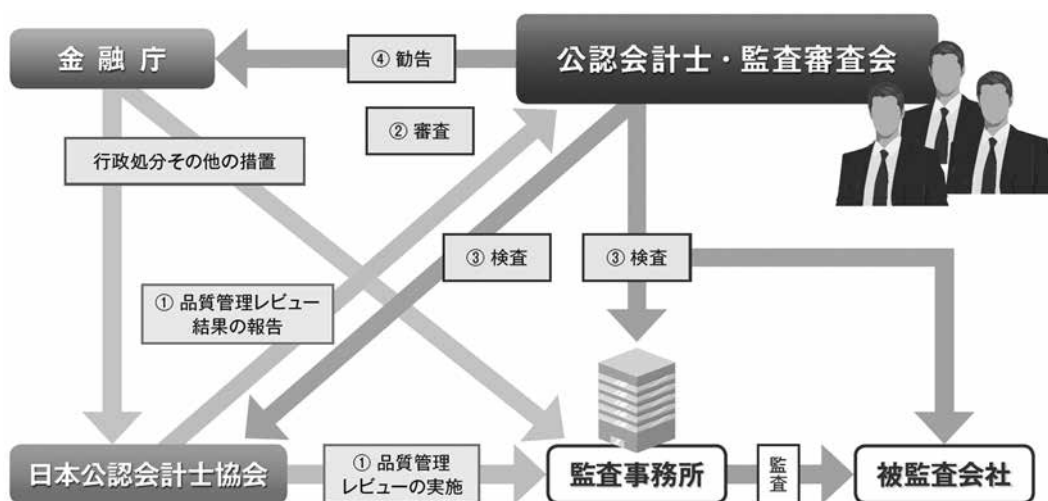
## 1 公認会計士・監査審査会の検査

### 1-1 検査の位置付け

図表1は、審査会の審査・検査、日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び金融庁による行政処分等の関係を図示している。高品質の監査を実施し、会計監査の信頼性を確保する責任は、監査事務所にある。監査事務所は、そのため『監査に関する品質管理基準』等を遵守して監査事務所としての品質管理態勢を確立しなければならない。その態勢を基礎として、個々の監査業務において適切に品質管理を実施することにより、高品質の監査が実現する。日本公認会計士協会は、品質管理レビューを実施して、監査事務所による監査の品質管理の状況を調査し、必要に応じ監査事務所に対して改善勧告を行う。そして、その結果を審査会に報告する（図表1①）。

審査会は、日本公認会計士協会からの報告について、品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査する（図表1②）。審査会は、必要があ

図表1



出所 審査会（2016b）5頁

ると認める場合、日本公認会計士協会又は監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。審査の結果、日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保する必要があると認める場合や公益又は投資者保護のために必要かつ適当と認める場合には、日本公認会計士協会、監査事務所又はその他の関係先に対して検査を行う（図表1③）。

審査会は、公認会計士法第41条の2に基づき<sup>2)</sup>、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、監査事務所の監査業務又は日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するために必要な行政処分等の措置について金融庁長官に勧告する（図表1④）。

## 1-2 検査の目的と目標

審査会の検査の目的や目標は、『監査事務所等モニタリング基本方針』（以後、『基本方針』）及び各事務年度の『監査事務所等モニタリング基本計画』（以後、『基本計画』）により示される。モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を含む用語であり、オンサイト・モニタリングは検査を意味する。『基本方針』は、審査会の各期（1期3年）について公表される<sup>3)</sup>。各事務年度の『基本計画』は、『基本方針』に基づいて策定され、公表される<sup>4)</sup>。

審査会の検査の目的は、審査会の目的達成に貢献することである。審査会の目的は、監査品質の向上と会計監査の信頼性確保であるから、検査の目的も、監査品質の向上と会計監査の信頼性確保でなければならない。この点に関し、『基本方針』の「視点」の項では「審査会が実施するモニタリングは、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査事務所の実態を踏まえて効果的・効率的に実施し、監査の品質の確保・向上を通じた監査の信頼性確保を、積極的に図っていくこととする」（審査会（2016a）1-2頁）と述べている。

加えて、審査会の検査の目的には、資本市場の公正性・透明性の向上に貢献するため、検査結果についての情報を、適切な範囲で、資本市場に提供することも含まれる。『基本方針』の「視点」の項では「モニタリングで得られた情報を分析した結果、業界横断的な問題等の有益な情報については、日本公認会計士協会、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）や外国当局に積極的に提供することとし、協力・連携関係の強化を図るとともに、株主等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、広く一般に提供する情報の充実も図っていく」（審査会（2016a）2頁）と述べている。

『基本方針』では、「視点」を受け、モニタリングにおける「目標」を示している（審査会

---

2) 公認会計士法第41条の2は、次のように規定している。（括弧内は、筆者加筆）

「審査会は、第49条の4第2項又は第3項の規定（金融庁長官から審査会への権限の委任を規定）に基づき第46条の12第1項（協会に対する検査権限を規定）、第49条の3第1項（監査事務所等に対する報告徴収権限を規定）若しくは第2項（監査事務所等及び被監査会社等に対する検査権限を規定）又は第49条の3の2第1項（外国監査法人等に対する報告徴収権限を規定）若しくは第2項（外国監査法人等及び被監査会社等に対する検査権限を規定）の規定による権限を行使した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、公認会計士、外国公認会計士若しくは監査法人の第2条第1項の業務（監査証明業務）、外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務又は日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告することができる。」

3) 現在は第5期にあたり、第5期（2016年4月～2019年3月）の『基本方針』（審査会（2016a））は、2016年5月13日に公表された。

4) 平成29事務年度（2017年7月～2018年6月）の『基本計画』（審査会（2017a））は、2017年7月26日に公表された。

(2016a) 2 頁)。

「審査会が実施するモニタリングは、個別の監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、監査事務所及び外国監査法人等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的とする。特に、監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行うこととする。

また、監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているというだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているか、常に被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクを評価しているかなど、実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものとなっているかを重視する。」

平成 29 事務年度の『基本計画』では、『基本方針』を踏まえ、モニタリングにおける重点事項として、次の 2 点を挙げている（審査会 (2017a) 3 頁）。

- ① 監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることから監査事務所自らの行動を促すような検証を行う。
- ② 監査事務所の実施する監査が、形式的に基準に準拠しているかだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているか、常に被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクを評価しているかなど、実質的なものとなっているか検証を行う。

### 1-3 検査の対象と検査業務

審査会の検査（モニタリング）の「目標」に示す通り、検査において対象とするのは、被検査監査事務所における監査業務等の運営である。『基本方針』では、「検査にあたっての留意事項」として、次の 3 点を挙げている（審査会 (2016a) 4 頁）。

- ① 品質管理体制の維持向上に向け、監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性に応じたものとなっているかについて検証する。
- ② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して監査手続を実施しているか検証する。
- ③ 監査事務所に根本的な原因を踏まえた有効な改善を促すことに資するような検証及び指摘内容等の的確な伝達を行う。

これを受け、『基本計画』では、次のような観点を重視し、監査事務所の態様に応じた検査を実施するものとしている（審査会 (2017a) 8 頁）。

- ① 品質管理態勢の確保・向上に向け、監査事務所が整備した経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令順守に関する措置などの業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか。

また、中長期の経営方針・経営計画の策定状況や監査事務所を取り巻く環境を踏まえて、経営方針や経営管理に関する措置を見直しているか。

- ② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して、監査契約の締結・更新、監査計画の立案及びその他監査手続を実施しているか。
- ③ 検査対象監査事務所自らが、不備の根本的な原因の究明と本質的な対応を踏まえた有効な改善に向けた行動をとれているか。

ここでいうように、検査の対象は品質管理態勢の確保・維持向上に向け、監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置である。この措置には、経営の基本方針及び経営管理に関する措置や業務の執行の適正を確保するための措置が含まれる。そして、これらの措置が有効に機能しているかどうかを、個別監査業務の実施状況を検証して確かめ、監査事務所の不備等の改善を促すような伝達をしようとする。

審査会の検査の頻度に関して、大手監査法人に対しては2年に一度、通常検査を実施し、通常検査の翌年にフォローアップ検査を実施することとし、準大手監査法人に対しては原則として3年に一度検査を実施することとしている。中小規模監査事務所に対しては、品質管理レビュー等の結果を踏まえ、必要があると認める場合に実施することとしている<sup>5)</sup>(審査会(2017c)24頁)。

中小規模監査事務所については、品質管理レビューの結果等から、品質の低い監査が実施されるリスク等を勘案して、いわばリスクベースにより、対象とする監査事務所を選択している。また、被検査監査事務所の検査において、検査対象とする個別監査業務を選定する際にも、検査における重点検証項目や被監査会社の財務諸表に関する監査リスク等を勘案して、リスクベースでの選択を行っている。

審査会の検査の標準的なフローは、図表2の通りである。検査班は、1名の主任検査官及び数名の検査官で構成される。主任検査官は、総括公認会計士監査検査官及び審査担当と協議しつつ、検査の進行を管理し、検査官に対する指示及び指導を行う。検査班は、立入検査着手日までに、被検査監査事務所の責任者に対し、検査の権限と目的、検査の実施方法、検査モニター制度の概要、意見申出の実施方法、その他必要な事項を説明する。その上で、原則として検査班が被検査監査事務所に赴き、その業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況を検証する。

審査会の立入検査は、主として、帳簿書類その他の資料の閲覧や被検査監査事務所の役職員に対するヒアリングによる。検査の過程で把握した指摘事項(不備等)は、書面により被検査監査事務所の責任者から確認をとる。立入検査終了後、被検査監査事務所に対し、意見相違となっている事項を確認する(検査事項確認手続)。

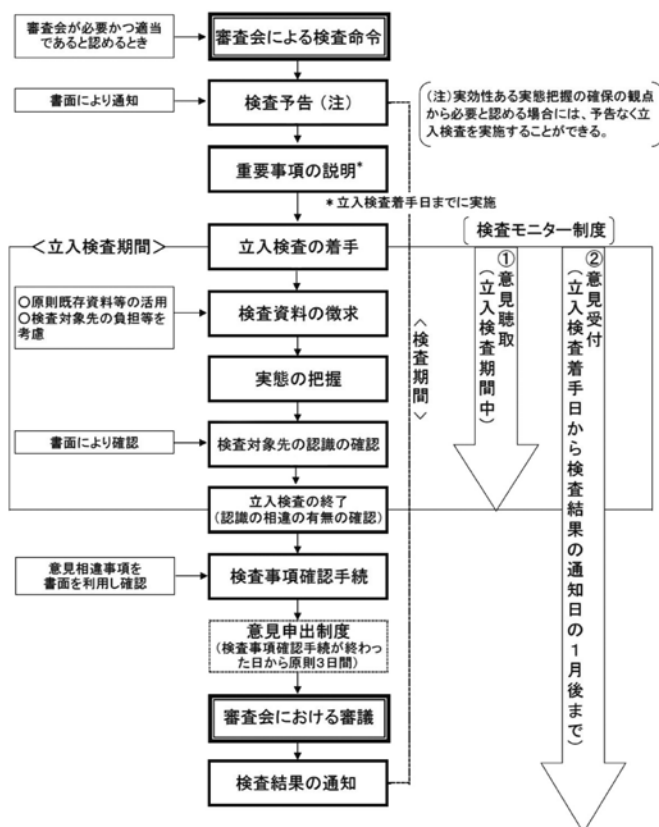
主任検査官は、検査期間中を通して、必要に応じ、審査会に検査の進展状況を報告し、報告に対して示された意見を踏まえ、追加の情報収集を行う。そして、審査会報告を経て完成した検査報告書をもとに、検査通知書案を作成する。その上で、検査事項確認手続により事実関係に相違がないことを確かめた上で、審査会の決裁を得る。審査会は、被検査監査事務所の責任者に検査結果通知書を交付して、検査結果を通知する。検査結果通知書の記載項目は、次の通りである(審査会(2017c)20頁)。

- ① 特に留意すべき事項
- ② 検査の視点

---

5) このような頻度であるのは、審査会に与えられた制約のある人的資源を効率的に活用するため、監査事務所の資本市場に対する影響の重大性を勘案してのことであると考えている。審査会(2017c, 36頁)によれば、平成29年3月末時点において、大手監査法人(有限責任あずさ監査法人、新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ及びPwC)あまた有限責任監査法人の4法人は、上場被監査会社の73%、時価総額ベースでは91%の監査を担っている。また、準大手監査法人(仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人、PwC京都監査法人及び優成監査法人の6法人)は、上場被監査会社の12%、時価総額ベースでは5%の監査を担っている。

図表 2



出所 審査会（2017c）18 頁

③ 品質管理態勢の維持・向上に向けて監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置（品質管理態勢）における不備

④ 監査業務の実施（個別監査業務）における不備

「特に留意すべき事項」には、総合評価並びに業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の概要を記載するほか、検査対象監査事務所が不備の根本的な原因を究明し、本質的な対応を行うために参考となる、検査を通じて把握した事項についても記載する。「特に留意すべき事項」の一般的な記載項目は次の通りである（審査会（2017c）20 頁）。

1. 特に留意すべき事項

貴監査法人を検査した結果、検証した範囲において、貴監査法人の運営については、以下のとおり、妥当でない点がある。

- (1) 業務管理態勢  
……（ガバナンス、業務運営上の問題を記載）
- (2) 品質管理態勢  
……（品質管理のシステムに関する不備事項等を記載）
- (3) 個別監査業務  
……（監査業務上の不備事項等を記載）

冒頭に記載する総合評価は、被検査監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況の評価結果に基づき、次の五段階に区分される（審査会（2017c）22頁）。

1) 「概ね妥当である」

業務運営が良好と認められる場合。例えば、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に不備がほとんど認められない場合。

2) 「妥当でない点がある」

改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢や品質管理態勢、又は個別監査業務の状況に不備が認められるものの、重要な問題はない場合。

3) 「妥当でないもの」

業務運営が良好でないと認められる場合。例えば、業務管理態勢や品質管理態勢、又は個別監査業務の状況に改善すべき重要な問題がある場合。

4) 「妥当でなく業務管理態勢等を早急に改善する必要」

業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合。

5) 「著しく不当なもの」

品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合。総合評価は、検査班が把握した不備等に基づき、審査会の審議によって決定される。5) と評価した監査事務所については、原則として、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置について勧告する。検査対象とする個別監査業務をリスクベースで選択していることもあり、不備等が全くない検査結果となる可能性は低い。したがって、1) と評価する監査事務所が出現する可能性は相当に低い。

#### 1-4 検査官の要件

審査会の検査の対象は、1-3 で述べたとおり、被検査監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務である。加えて、1-2 で述べたように、審査会の検査では「監査事務所自らの行動を促すような検証」をして、監査の品質向上を促す必要がある。したがって、被検査監査事務所に不備等の根本原因分析を行い、根本原因に対応した改善策をとるように助言することも検査の業務に含まれる。『監査事務所検査結果事例集』において「不備の根本原因として挙げられている問題点は、例えば、トップの方針、本部における監査現場のモニタリング態勢、法人の品質管理の風土など、監査事務所のガバナンス等経営管理態勢、業務管理態勢に係るものであることが多い」（審査会（2017b）9頁）と述べているように、根本原因は業務管理態勢にあることが多い。したがって、検査においては、被検査監査事務所の業務管理態勢を把握し、被検査監査事務所に実効性のある助言をすることが重要になる。

検査官は、審査会の検査の目標を達成するために、適切に検査業務を実施するための専門的知識と実務経験（適格性）を持つことが必要である。まず、個別監査業務の検証業務には、監査の基準及び会計の基準に関する専門的知識と実務経験に裏付けられた応用能力が必要である。また、品質管理態勢の検証には、『監査に関する品質管理基準』に関する専門的知識に加え、被検査監査事務所の規模等を前提として、事務所を取り巻く環境を勘案しつつ適切さを判断するための実務経験と応用能力が求められる。業務管理態勢に関しては、経営管理や内部統制等に関する知識も必要にな

る。加えて、不備等の解消に向けた助言を行い、実施に向かうように促すには、原因の分析能力やコミュニケーション能力が不可欠である。

適格性を備えた者が検査官となるように、検査官の多くは、監査法人等で監査業務を相当年数経験した者としている。特に主任検査官は、監査に関わる管理業務も経験している。加えて、審査会でも検査に関する研修を実施して、検査の考え方を周知徹底するようにしている。

ただし、個々の検査官にこれらの能力のすべてを備えるように要求するわけではない。検査班とそれを支援する審査会事務局内部の行政官、及び審査会委員の経験や知識に基づいた意見を総合して、これらの能力を備えるようにしてゆけばよい。とはいえ、実際に被検査監査事務所に接するのは検査班である。したがって、検査班として、品質管理態勢及び個別監査業務を検証して不備等を把握し、その重要性を評価する能力、及び業務管理態勢の実状を把握する能力は不可欠である。

次に、公認会計士資格を持つ検査官は、公正かつ客観的に検査を実施し、評価することができるように、精神的独立性及び外観的独立性を確保することも求められる。また、審査会の職員は、会長及び常勤委員を含め、すべて国家公務員である。非常勤の審査会委員も、非常勤の国家公務員である。被検査監査事務所から報酬等を受け取ることはない。検査官は、自身の出身監査法人の検査業務には関与しないようにしている。

国家公務員は、国家公務員の倫理規程を遵守することが必須である。この規程における倫理行動規準では、「国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行にあたること」「職務や地位を私的利益のために用いないこと」「国民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと」などを求めている。また、禁止行為として、被検査監査事務所などの利害関係者から金銭・物品等の贈与を受けること、酒食等の供応接待を受けること、金銭の貸し付けを受けること、無償でサービスを受けることなどが示されている。加えて、公認会計士である検査官は、日本公認会計士協会の会員であり、協会の会則や規則等を遵守することも必要である。『倫理規則』（日本公認会計士協会（2016））では、「誠実性」「公正性」「職業的専門家としての能力及び正当な注意」「守秘義務」及び「職業的専門家としての行動」の基本的原則を定めたうえで、会計事務所等所属者と企業等所属者に分け、遵守すべき事項を定めている。検査官は、企業等所属者に係る規定が適用される。これらの基準等の遵守により、検査に関わる者の外観的独立性を確保すると同時に、精神的独立性の確保に繋げている。

## 2 内部監査の外部評価

### 2-1 品質評価の位置付け

内部監査は任意監査であり、組織体毎に内部監査の在り方は異なる。とはいえ、内部監査の専門団体である内部監査人協会（The Institute of Internal Auditors, 以後、IIA）や（一社）日本内部監査協会が公表する内部監査の定義又は本質、内部監査基準等は、その作成プロセス等から見て、あるべき内部監査に関する知見を要約したものととらえることができる。

（一社）日本内部監査協会<sup>6)</sup>の『内部監査基準』（日本内部監査協会（2014））1.0.1は、内部監査の

6) （一社）日本内部監査協会は、IIAの日本代表機関である。日本内部監査協会の『内部監査基準』は、日



本質を次のように説明している。

「内部監査とは、組織体の経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として、合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で、ガバナンス・プロセス、リスク・マネジメントおよびコントロールに関連する経営諸活動の遂行状況を、内部監査人としての規律遵守の態度をもって評価し、これに基づいて客観的意見を述べ、助言・勧告を行うアシュアランス業務、および特定の経営諸活動の支援を行うアドバイザー業務である。」

すなわち、内部監査の目的は、組織体の目標の効果的な達成に役立つことである。この目的を達成するために、ガバナンス・プロセス、リスク・マネジメント及びコントロールに関連する経営諸活動を対象として、その遂行状況を評価して客観的意見を述べ、助言・勧告することや特定の経営諸活動の支援をすることが内部監査の目標となる。

内部監査部門長は、内部監査の目標を達成するため、高品質の内部監査業務が実施されるように内部監査部門を管理する責任がある。内部監査部門長は、この管理責任を遂行するため、「品質管理プログラムを作成、保持し、適時に見直す」（『内部監査基準』4.1.1）必要がある。

『内部監査基準』4.2.1は、次のように、品質管理プログラムには、品質評価が不可欠であることを規定する。

「内部監査部門長は、品質管理プログラムに内部監査活動の有効性および効率性を持続的に監視する品質評価を含めなければならない。品質評価は内部評価および外部評価から成る。」

どのようなプログラムであれ、何らかの理由で機能しなくなることはあるため、適切に機能し続けているかどうかを確かめる必要はある。また、環境の変化等に応じて見直しを必要とする場合もあるので、その把握のためにも、品質評価は不可欠である。品質評価は、品質管理プログラムにおいて、内部監査業務（活動）が高い品質を保持して遂行されるように管理されているかを確かめる不可欠の機能として位置付けることができる。

## 2-2 品質評価の目的と目標

『内部監査基準』4.2.1にいうように、品質評価には、内部評価と外部評価がある。『内部監査基準』4.2.2において、次のように規定する通り、内部評価は、継続的モニタリング及び定期的自己評価からなる。

「内部評価は、以下の事項から構成されなければならない。なお、②に掲げる評価は、少なくとも年に1回、実施されなければならない。

- ① 内部監査部門の日常的業務に組み込まれた継続的モニタリング
- ② 定期的自己評価、または組織体内の内部監査の実施について十分な知識を有する内部監査部門以外の者によって実施される定期的評価」

また、『内部監査基準』4.2.3において、次のように規定する通り、外部評価は、組織体外部の適格かつ独立の者による評価である。

「外部評価は、内部評価と比較して内部監査の品質をより客観的に評価する手段として有効であ

---

本環境を勘案しつつ、この基準を遵守すればIIAの『内部監査の専門職的実施の国際基準』（IIA（2017））を遵守したことになるように策定されている。

るため、組織体外部の適格かつ独立の者によって、少なくとも5年ごとに実施されなければならない。」

品質評価は品質管理プログラムの一環であり、目的は品質管理プログラムと同一である。品質管理プログラムは、内部監査の目的を達成ために、内部監査業務の品質の維持・向上を目的とするので、品質評価も内部監査の目的達成への貢献が最終的な目的である。

品質管理プログラムに含まれる評価要素として、(一社)日本内部監査協会が公表した『品質評価ガイド』<sup>7)</sup>は、次の3つをあげている(日本内部監査協会(2011a)25頁)。

- ① 内部監査部門の、基準、内部監査の定義、倫理綱要(以下、『基準』等)への適合性の評価
- ② 内部監査部門の有効性と効率性の評価
- ③ 内部監査部門の改善の機会を明らかにすること

この3つを評価したうえで内部監査部門の品質を評価し、不備等(改善の機会)を実際に改善することにより品質の維持・向上が図られる。したがって、品質評価においては、3つの評価要素を確かめるとともに、内部監査部門が不備等の改善に向かうように促すことが目標となる。継続的モニタリング、定期的自己評価及び外部評価の目的は同じであるが、目的を達成するための目標及び評価対象については違いがある。

『品質評価ガイド』では、継続的モニタリングについて、次のように説明している(日本内部監査協会(2011a)28-29頁)。

「継続的モニタリングとは、内部監査部門の管理業務にモニタリング機能を体系的に組み込み、日々継続的に品質評価を行い、改善活動を遂行することである。

評価範囲は個々のアシュアランスやコンサルティングの業務が中心となる。」

継続的モニタリングは日々の管理業務に組み込まれており、評価対象となるのは、個々の内部監査業務である。内部監査部門全体を対象とはしない。したがって、個々の内部監査業務の『基準』等への適合性の評価が主たる目標であり、有効性や効率性の評価及び改善の機会の明示は主たる目標ではない。

『品質評価ガイド』では、定期的自己評価について、次のように説明している(日本内部監査協会(2011a)30-31頁)。

「組織体内の評価者が、定期的に品質評価マニュアルと本ガイドに沿って評価を行い、内部監査部門の基準、倫理綱要、内部監査の定義への適合性水準の結論を出す。

品質評価の対象は、内部監査のあらゆる側面である。例えば、組織、内部監査基本規程、監査人の専門性などの人的・組織的な側面、年間計画、進捗管理、予算管理、要員計画など部門管理の側面、監査調書からの個々の監査の品質などの側面等々である。」

定期的自己評価では、品質管理プログラムが対象とする内部監査のあらゆる側面を対象とする。その主たる目標は、内部監査業務の『基準』等への適合性の評価である。内部評価者の能力にもよるが、組織体内の者であるだけに、客観的評価や新たな視点の提示には限界があるため、有効性や効率性の評価及び改善の機会の明示には限界がある。

---

7) 『品質評価ガイド』は、IIAの『品質評価マニュアル』(日本内部監査協会(2011b))の活用を前提として、日本の制度や環境に適合した品質評価の体形や実施方法を示すことを目的として公表された。

『品質評価ガイド』では、外部評価について、次のように説明している（日本内部監査協会（2011a）30-31頁）。

「外部評価は、組織体外の適格にしてかつ独立した評価者により、最低でも5年に一度は実施することが求められている。…

外部評価には、『基準』、『倫理綱要』、『内部監査の定義』への適合性の評価や、内部監査の有効性や効率性の評価および内部監査のベストプラクティスを適用する改善の機会を明らかにすることが含まれる。』<sup>8)</sup>

外部評価の対象は、定期的自己評価と同様、内部監査のあらゆる側面である。加えて、適格かつ独立の外部評価者が評価しているため、組織体外部におけるベストプラクティスに関する知識や新しい視点を提供することも期待できる。したがって、『品質評価ガイド』でいう3つの評価要素の評価に加え、不備等の改善を促すことも主たる目標に含まれる<sup>9)</sup>。

### 2-3 外部評価の対象と評価業務

外部評価では、内部監査のすべてを評価対象として、『品質評価ガイド』でいう3つの評価要素を評価し、不備等の改善を促すように評価業務を実施する<sup>10)</sup>。

外部評価の頻度に関し、『内部監査基準』4.2.3は、少なくとも5年に1回の実施を要求している。5年に1回は、最低限の要求であり、取締役会等との話し合いにより、より頻度を高めることが必要な場合もある<sup>11)</sup>。

『品質評価ガイド』では、外部評価と内部評価の実施時期について、図表3のように整理している。外部評価は、常時又は毎年実施される内部評価に客観性を与え、同時に改善の機会を明らかにして改善を促す役割を担っている。

図表 3

	20X0年	20X1年	20X2年	20X3年	20X4年	20X5年	20X6年	20X7年
内部 評価	継続的モニタ	→						
	定期的レビュー	○	○	○	○	○	○	○
外部評価		○					○	

内部評価・定期的レビューは毎年実施を推奨。

出所 日本内部監査協会（2011a）27頁

8) 外部評価には、フル外部評価と自己評価と独立した検証がある。フル外部評価は、評価プロセスのすべてを外部評価者が実施するのに対し、自己評価と独立した検証では定期的自己評価と同様のプロセスによる自己評価報告書を外部評価者が検証する。本稿では、フル外部評価を前提として議論を進める。

9) 自己評価と独立した検証は、自己評価を前提としており、自己評価者は、組織体の内部者である。独立した検証は、自己評価を前提とするので、改善提案に関し、フル外部評価ほど多くを期待することはできない。

10) IIAの『実施ガイド』1312 (IIA (2017) 3頁)では、内部監査活動が取締役会、上級経営者及び業務管理者の期待に適合し、組織体に価値を付加する程度をコア・コンポーネントとして挙げている。有効性と効率性の評価において考慮される要素であろうが、明示的に掲げることで、内部監査の貢献度を示すことができるであろう。

11) 『品質評価ガイド』（日本内部監査協会（2011a）32頁）は、次のように述べている。

「内部監査部門長は、より頻度を高めて外部評価を実施する必要性について、取締役会と話し合わなければならない。より頻度を高めるとは、大きく内部監査部門の体制が変化したり、内部監査部門長が交代したり、組織体の体制が変化したりなどで、内部監査部門に大きな影響がある場合が考えられる。」

外部評価の標準的なプロセスは、次の通りである<sup>12)</sup>。

## ① 外部評価の準備

### 1. 契約

### 2. 外部評価者の選任

外部評価者は、最高経営者や取締役会と相談したうえで、内部監査部門長が選任し、最高経営者や取締役会の承認を得る。なお、複数の評価者による評価チームを構成することが多い。

### 3. 事前提出資料の準備

評価を受ける組織体の概要、内部監査部門の組織概要、内部監査基本規程、内部監査マニュアル、リスク評価結果、年間監査計画、内部監査部門長への質問書の回答などの書類の提供を受ける。内部監査部門長への質問書は、内部監査部門長自身又は内部監査部門長の指示のもとで作成される内部監査に関する包括的質問書である。質問書では、内部監査に関する背景的情報や内部監査業務についての情報及び統計的データなどの添付資料を含め、詳細な記載を求める。

### 4. 被監査部門及び内部監査スタッフの調査

被監査部門の責任者や管理者、内部監査部門のスタッフに調査書への回答を依頼する。調査書により、内部監査の有効性等に関するフィードバックを得、現地訪問業務を効率的に行うことを目的としている。

被監査部門に対する調査では、内部監査と経営者の関係、監査スタッフの客観性や専門的知識、監査実施及び報告、内部監査による価値付加の程度等についての評価を求める。スタッフに対する調査では、業務実施のための知識やスキル、教育訓練、監査実務等についての評価を求める。なお、外部評価者は、匿名性を保つうえて組織体外部者であることを活用し、回答者から直接回答を受け取るようにする。

## ② 外部評価の実施

### 5. キックオフ・ミーティング

評価チームのリーダーは内部監査部門長とのキックオフ・ミーティングで評価のフローを説明し、インタビューのスケジュールを確認する。また、監査調書など現場でなければ参照できない資料を受け取る。

### 6. インタビュー

社長、最高経営者及びその他の経営陣（専務、常務）、内部監査部門長、内部監査部門スタッフ、取締役会（監査委員会委員長）、外部監査人等を対象にインタビューを実施し、記録する。

### 7. 評価プログラムの実施

『内部監査基準』の各規定への適合性を評価する。個別監査業務を選択し、監査調書や監査報告書をレビューする。評価に際しては、事前提出された資料や調査の結果、インタ

---

12) このプロセスは、『品質評価ガイド』（日本内部監査協会（2011a）53-56頁）を参考として記述した。IIAの『品質評価マニュアル』（日本内部監査協会（2011b））では、評価プロセスにおいて使用する質問書、調査書、インタビューガイドなどを提供している。

ビューの記録を読み込み、活用する。

8. 指摘事項（不備等）、改善策、基準適合性サマリー

外部評価者は、指摘事項があれば、事実を確認し、記録する。指摘事項を改善策につなげる場合は原因を分析し、内部監査部門長と指摘事項、原因及び改善策について議論する。

9. 『基準』等への適合性の総合的な判断

外部評価者は、最終報告書に含める指摘事項及び改善策を、重要度に応じて、決定する。含めないものについては、含めない理由と対処について記録を残す。『基準』等への適合性のレベルは、「一般的に適合している」(GC)、「部分的に適合している」(PC)、「適合していない」(DNC)で判定する。個々の基準の判定をもとに、倫理綱要を含めた内部監査部門全体の適合性レベルについて判定する。

10. クロージング・ミーティング

外部評価者は、品質評価の範囲、評価の基準、『基準』等への適合性に関する総合意見、内部監査部門の良好な側面、被監査部門及び内部監査スタッフへの調査結果、改善策、今後の報告書の発行プロセスを説明する。

③ 外部評価の報告

11. 報告書草案とマネジメントレスポンス

クロージング・ミーティングのプレゼンテーションを利用して、報告書草案を作成する。内部監査部門や経営陣からマネジメントレスポンス（改善策に対する対応）を受領し、最終報告書に含める。

12. 報告書

13. 報告

内部監査部門長は報告書を、最高経営者及び取締役会に伝達する。

外部評価報告書は、一般に、次の構成をとる。

① エグゼクティブ・サマリー

『基準』等への適合性に関する意見

第1部 マネジメント向け報告

第2部 内部監査部門向け報告

② 発見事項と改善策

第1部 マネジメント向け報告

第2部 内部監査部門向け報告

③ 添付書類 『基準』等への適合性評価要約（『基準』の各規定について、GC、PC、DNCのいずれに該当するかをしめす。）

2-1で述べたように、内部監査は、組織体の目標の達成を目的とし、品質管理システムは、その目的を達成するために構築される。品質評価は、品質管理システムを対象として、『品質評価ガイド』でいう3つの評価要素を評価する業務である。特に、外部評価では、不備等の改善を図るための改善策の実施を促し、内部監査品質の向上を図る必要がある。したがって、監査業務における不備等（指摘事項）の根本原因分析を行い、根本原因に対応した改善策をとるよう提案することも業務に含まれる。根本原因は組織体における内部監査の位置付けにあることも多い。したがって、

組織体のガバナンスを含む業務管理態勢を把握し、評価することも業務に含まれる。

## 2-4 外部評価者の要件

外部評価者は、外部評価の目標を達成するために、適切に外部評価業務を実施するための専門的知識及び実務経験（適格性）を備える必要がある。『品質評価ガイド』では、次のように外部評価者の適格性要件を示している（日本内部監査協会（2011a）68頁）。

- ① 『基準』の最新かつ深い知識を保有する、有能な公認された内部監査専門家。
- ② 専門職としてのベストプラクティスに精通。
- ③ 内部監査の実務又は関連するコンサルティングのマネジメントレベルにおける少なくとも3年以上の最近の経験。

評価チームリーダーは、上記の要件に加え、次の要件も備えるべきであるとされる。

- ① 外部品質評価のチームメンバーとして働いた経験。
- ② IIAの品質評価トレーニング・コース又は同様なトレーニングの修了。
- ③ 内部監査部門長又は同等な内部監査部門のマネジメント経験。

以上の要件は、内部監査業務と外部評価に関する相当の専門的知識と実務経験を求めている。外部評価では、組織体内での内部監査の位置付けを含む内部監査のすべての側面を対象とするので、評価チームリーダーは、内部監査部門長など、内部監査部門の管理について十分な経験を積んだ者であることが望ましい。加えて、評価対象の内部監査部門が属する組織体の業界や規模と、評価者のこれまでの経験が見合うか否かを考慮する必要もある。

また、外部評価者は、外部評価の結果が利害関係者に信頼できるものとして受け入れられたためには、精神的に独立であること（客観性）はもちろん、組織体外部から見て、外観的にも独立であることとみなされる必要がある。そのために、評価者は、評価対象内部監査部門が属する組織体やその関係者との間に、客観性に影響を与えとみられる現実及び潜在的利害関係を持つてはならない。したがって、評価者は、評価対象の内部監査部門が属する組織体の他部署の者であってはならず、また当該組織体の親会社、同一グループの関係会社の者であってもならない。なお、3以上の組織体間での相互ピア・レビューを構築することはできるが、独立性問題が生じないことを確保するように注意しなければならない。2組織体間での相互ピア・レビューは、独立であるとはいえない。

## 3 審査会の検査と外部評価

### 3-1 審査会の検査と外部評価の比較

まず、目的について比較する。審査会の検査は、1-1及び1-2で詳述した通り、法令に基づき、公的機関が、公益の観点から監査事務所における監査品質の向上と会計監査の信頼性を確保する目的で実施される。対して、外部評価は、2-2で述べたように、各組織体が任意に外部評価者に依頼し、組織体の目標の達成に貢献する目的で実施される。法的な裏付けの有無、目的が公益か否かなどの基本的な点で、両者は異なる。その結果、1-4及び2-4で説明した検査官又は外部評価者の要件のうち、求められる独立性の程度は異なる。被検査監査事務所に検査官の選任権はない。検査官は、公務員として採用された者であり、報酬はもちろん、無償でのサービス等は一切受けてはなら

ない。対して、外部評価者は、評価対象の内部監査部門長に選任され、報酬も当該内部監査部門が属する組織体から受け取る。

次に、審査会の検査に関しては1-2及び1-3、外部評価に関しては2-2及び2-3で記述した目標及び対象について比較する。検査は、被検査監査事務所における業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務を対象とする。そして、監査業務の適正な運営が図られているかを検証し、運営態勢についての総合評価を行うことを目標とする。外部評価では、内部監査のすべての領域を対象に、内部監査部門の『基準』等への適合性、内部監査の有効性及び効率性を評価し、適合性についての総合評価を行うことを目標とする。外部監査業務を対象とするか、内部監査業務を対象とするかの違いがあるため、遵守性ないし適合性の判定基準は異なり、検査と評価の基準は異なる。したがって、検査官が備えるべき専門知識及び実務経験は、外部評価者とは異なる。

以上の違いはあるものの、審査会の検査も外部評価も、個別監査業務及びその品質管理態勢を対象としている点で共通している。また、審査会の検査は、監査品質の向上に向けて、監査事務所の行動を促すような検証を行うことを目標としている。外部評価もまた、内部監査部門が不備等を改善し、より高品質の内部監査業務を実施するように促すことを目標としている。他者に改善につながる行動を促す必要がある点でも共通している。本節では、以降、これらの共通項に関して、検討を加える。

### 3-2 検査／評価の対象

審査会の検査において、検査官が理解しなければならないのは、外部監査における監査の基準及び会計の基準である。外部評価者が理解しなければならないのは、内部監査における監査の基準及び内部監査部門が属する組織体における規程類である。また、検査のプロセスと外部評価のプロセスもまた、それぞれに規定されており、検査官及び外部評価人は、それぞれの基準又は規程を理解して実行しなければならない。検査／評価の対象の違いに応じて理解すべき基準は異なる。

とはいえ、3-1で指摘したように、審査会の検査も外部評価も、個別監査業務及びその品質管理態勢を対象としている点で共通している。検査では被検査監査事務所の業務管理態勢も対象とし、外部評価では組織体内での内部監査部門の位置付けも含めて内部監査のすべての側面を対象とする。このような管理態勢の機能状況を理解して評価するには、内部統制やガバナンスに関する知識が必要である。このような知識を有する必要がある点では、共通している。

また、審査会の検査においても、外部評価においても、個別監査業務を検査又は評価する。1-3では検査、2-3では外部評価の業務について概説した。その中でみられるように、検査又は評価で用いられる手続は、監査調書などの文書の閲覧と分析、関係者へのインタビュー（ヒアリング）が中心である。インタビュー対象者には、組織体の経営陣、検査又は監査対象の監査人が含まれることも共通である。適切な分析には職業的懐疑心をもって批判的に検討する能力が必要であり、インタビューや助言にはコミュニケーション能力が必要である。このような個人的スキルは、検査官にも外部評価人にも等しく必要なスキルである。

### 3-3 検査／評価の視点

審査会の検査も外部評価も、3-1で述べたように、検査／評価を受ける側の目標達成に貢献する

点は共通している。不備等（指摘事項）を発見し、関係者に現状を知らせることは必要であるが、それだけでは検査や評価の目標は達成されない。検査／評価を受ける側に改善に向かう行動を起こさせる必要がある。

加えて、審査会の検査では、組織体における管理態勢の機能状況を評価するに際し、監査事務所の経営管理態勢を含む運営全体を考慮する。また、外部評価でも、内部監査部門という特定の部署が直接の評価対象であるとはいえ、内部監査部門は最高経営者又は取締役会等に直属する立場であり、その有効性や効率性等は組織体全体の視点で判断する必要がある。したがって、組織体全体の視点から検査／評価を実施することも共通である。

そのため、検査に関して1-4で述べたように、個別監査業務における不備等であっても、根本原因を追求することにより、組織体の経営管理態勢が原因であるとされることも多い。『監査事務所検査結果事例集』（審査会（2017b）9頁）では、「根本原因を考慮した改善策を講じずに、直接的な原因に対処するだけの改善策にとどまった場合には、監査事務所全体としての品質管理のシステムの改善が実効性のないもの又は不十分なものとなり、本質的な改善にはつながらず、監査事務所における監査の品質の向上が図られなくなる」と指摘している。監査事務所や内部監査部門の監査品質の向上を図るには、組織体全体の視点から、不備等の真の原因（根本原因）を分析する必要がある点も共通である。

### 3-4 発見事項／不備の性質

審査会の検査や外部評価は、外部の第三者として検査／評価を受ける側を検証するので、そこで発見される不備等は、不備等の当事者である検査／評価を受ける側により発見されるわけではない。不備等の当事者が不備等を認識する場合とは異なり、当事者が当該不備等によりどのようなマイナスの影響が発生するのかを認識できていない場合が多い。マイナスの影響を認識できていなければ、検査／評価を受ける側は、改善の必要性を受容できない。不備等の改善の必要性を検査／評価を受ける側に認識し受容させる必要がある点は共通している。そのため、1-3及び2-3で述べた検査や外部評価の業務においては、検査／評価を受ける側の不備等に関する確認を求める手続を重視している。

また、不備等を解消し、マイナスの影響を回避するには、不備等の原因を分析し、原因を解消又は緩和できる改善をする必要がある。検査と評価は、このような原因分析を必要とする点でも共通している。目的が違うとはいえ、検査官や外部評価者からは独立した監査業務を対象とするため、また、3-3で指摘したように、共に、組織体全体の視点から根本原因を追求する必要があるため、原因の分析方法ないしプロセスは、相互に参考になる可能性が高い。

## おわりに

本稿では、1において、審査会の検査の目的、目標、対象、業務及び検査官の要件について述べ、2において、外部評価の目的、目標、対象、業務及び外部評価者の要件について述べた。そのうえで、3において、検査と外部評価を比較し、その共通項を指摘した。これらの共通項があるため、検査と評価で相互に知見を活用できる領域はある。



審査会の検査と外部評価は、共に対象が監査業務であり、類似した手法を用いるので、個人的スキルや技術的専門知識に関して、相互に参考にできる。特に、インタビューの相手方に応じた効果的なインタビュー方法の検討は重要かつ相互に知見を活用できる領域であろう。

また、検査／評価を受ける側に改善に向かう行動を起こさせてこそ、検査や評価の目的が達成される点を共通項として指摘した。内部監査では、被監査側に行動を起こさせるための改善案の記述に必要な要素として、次の5つの要素があげられてきた（松井（2011）171-172頁）。

- ① 状態＝監査実施中に監査人が発見した事実。
- ② 規準＝「状態」の評価に用いられる規準。あるべき状態。
- ③ 原因＝「状態」と「規準」の違いを生む理由。
- ④ 影響＝「規準」を満たさない結果として生じた、または将来生じうる事態。
- ⑤ 改善案＝「原因」を解消し、「状態」を「規準」に近付けるための手段。

被監査側が実際に行動を起こすには、被監査側が「状態」と「規準」を認識したうえで「影響」を回避するには改善が必要であることを受容してもらう必要がある。「受容」があつてこそ、被監査側は改善の行動をとる。そのうえで、「原因」を明確にしなければ、適切な「改善案」を検討することはできない。そこで被監査側に行動を起こさせるためには、5要素の記述が必要となる。内部監査での考え方であるが、審査会の検査や外部評価でもこの考え方は有用であろう。

5要素の記述をするには、不備等（指摘事項）を記録する調書に、「状態」だけでなく、「規準」「原因」「影響」を記載する欄を設けておき、不備等の記録時に、意識的にこれら3要素の具体的な記載をするようにしておくことが効果的である。こうした考え方は、検査でも参考にできる。

また、認識や受容を生むには、検査／評価を受ける側が不備等について納得することが重要である。納得を得るには、検査官又は外部評価者が説得及び交渉する技法を有することが必要であり、こうした技法は、相互に知見を活用できる領域であろう。

最後に、根本原因分析の手法である。検査及び評価の対象がともに監査業務であるため、分析の手法は参考になる。FRC（2016, pp. 15-17）は、6大監査事務所の現状調査に基づき、根本原因分析の手法として、6事務所中5事務所は、「なぜなぜ分析」を使用したと指摘している。「なぜなぜ分析」は、製造業等で用いられてきた手法であるが、「この手法を実施するうえで、どの質問のラインを探求するか、又は根本原因を追究するためどれだけ長く続けるかについて明確なルールはない。…結果は、インタビュアー及び（又は）彼らがとるアプローチの粘り強さに依存する」（FRC（2016）p.17）とされる<sup>13)</sup>。検査官や外部評価者に依存する程度が高い手法であるため、分析手法についての教育訓練の在り方は、特に相互に参考になる領域である。

---

13) FRCの調査では、根本原因分析の結果、識別されたテーマのうちトップ3をあげるように求めている。それによると、個人の知識やスキルが不十分、職業的懐疑心が欠如している、業務執行社員や主査による指示や査閲が不十分などの原因があげられている。これに対し、トップの気風や監査事務所の文化はあげられていない。この点について、FRCは、「根本原因の性質は、完全に十分な深度で調査されていないかもしれないことを示している。例えば、なぜその者は十分な職業的懐疑心を発揮しなかったのか？、そして業務執行社員は、なぜ監査調書の査閲に十分な時間をあてなかったのか？」と指摘している（FRC（2016）p.19）。

## 引用文献

- 公認会計士・監査審査会（審査会）（2016a）『監査事務所等モニタリング基本方針』審査会，<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kihonkeikaku/20160513/01.pdf>。
- （2016b）『公認会計士・監査審査会』審査会，<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakai/pamphlet/pamphlet-j.pdf>。
- （2017a）『平成 29 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画』審査会，<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20170726/3.pdf>。
- （2017b）『監査事務所 検査結果事例集』審査会，<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20170726/1.pdf>。
- （2017c）『平成 29 年版モニタリングレポート』審査会，[http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20170726/2017\\_monitoring\\_report.pdf](http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20170726/2017_monitoring_report.pdf)。
- 日本公認会計士協会（2016）『倫理規則』，[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/files/2-30-0-2-20160624.pdf](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-30-0-2-20160624.pdf)。
- （一社）日本内部監査協会（2011a）『品質評価ガイド』日本内部監査協会。
- （訳）（2011b）『内部監査の品質評価マニュアル』日本内部監査協会。
- （2014）『内部監査基準』，[http://www.iiajapan.com/pdf/guide/20140601\\_2.pdf](http://www.iiajapan.com/pdf/guide/20140601_2.pdf)。
- 松井隆幸（2011）『内部監査 五訂版』同文館出版。
- Financial Reporting Council（2016），*Root Cause Analysis, The Review of The Six Largest UK Audit Firms*, FRC.
- IIA（Institute of Internal Auditors）（2016），*Standards for the Professional Practice of Internal Auditing*, IIA.（日本内部監査協会（訳）『内部監査の専門職的実施の基準』2016 年。）
- （2017）*Implementation Guide 1312, External Assessment*, IIA.

（原稿受付 2017 年 11 月 29 日）